

資料 1

令和 6 年国民健康・栄養調査について

保 健 所 管 理 課
(健康栄養グループ)

1 趣旨（概要）

厚生労働省から指定された地区の住民に対し、身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査を実施します。

2 目的

本調査は健康増進法第 10 条に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施します。

3 事業内容

(1) 対象者

厚生労働省により設定された単位区から無作為抽出した世帯及び当該世帯の世帯員

※該当区には後日通知します。

(2) 時期（期間）

令和 6 年 11 月

(3) 調査項目

ア 身体状況調査

- (ア) 身長、体重（満 1 歳以上）
- (イ) 腹囲（満 20 歳以上）
- (ウ) 血圧（満 20 歳以上）
- (エ) 血液検査（満 20 歳以上）
- (オ) 問診【服薬状況、運動】（満 20 歳以上）

イ 栄養摂取状況調査

- (ア) 各世帯員の 1 日の栄養摂取量（満 1 歳以上）
- (イ) 1 日の身体活動量【歩数】（満 20 歳以上）

ウ 生活習慣調査（満 20 歳以上）

(4) 区保健福祉センターでの業務

別紙のとおり

※令和 5 年の調査に準じて作成しており、変更になる場合があります。

月	厚生労働省	保健所管理課	保健福祉センター
6	調査地区内定通知	調査地区内定通知の送付 調査地区の確認依頼 調査地区の把握・報告	調査地区を現地確認・報告
7		調査世帯確認名簿の作成依頼 調査日時・身体状況調査会場の決定依頼	住民基本台帳を閲覧後、 調査世帯確認名簿を作成・報告 日時・会場を決定・報告
8	調査地区指定通知	調査地区指定通知の送付 非常勤嘱託職員（栄養士・看護師）公募	
9		身体状況調査会場が病院又は診療所 （保健福祉センター含む）以外の場合、 医療法に基づく手続を依頼 保健所保健医療対策課で受理 調査班の編成依頼 調査員証の作成準備 （10月上旬発行予定）	医療法に基づく手続を実施し 保健所保健医療対策課に届出 調査地区（地域振興会役員等）に 対する説明・協力依頼 医師を班長とし、栄養士・保 健師・事務職員等で調査班を 編成し、報告
		保健福祉センター等への説明会開催	
10	調査票・必携等送付	非常勤嘱託職員（栄養士・看護師）採用手続 調査票・必携等送付 調査員証を作成・送付 関係物品を購入・送付 調査世帯主あての 指定通知書を作成・送付	非常勤嘱託職員（栄養士・看護師） 決定通知 調査員証を携帯し、 指定通知書、調査票、関係物品を 持参のうえ 調査世帯に対する説明・依頼
11			本調査 ・身体状況調査 ・栄養摂取状況調査 ・生活習慣調査
12		調査票を確認・提出	調査票を整理・確認・送付 血液検査結果を返却し、 必要に応じて対象者に説明（訪問等）
1 （下旬）		栄養摂取状況調査個人別結果表 を作成・送付	栄養摂取状況調査結果を調査 対象者に返却・説明（訪問等）

健康増進法

第三章 国民健康・栄養調査等

(国民健康・栄養調査の実施)

第十条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

(調査世帯)

第十一条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者は、国民健康・栄養調査の実施に協力しなければならない。

(国民健康・栄養調査員)

第十二条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、国民健康・栄養調査員に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

認知症に関する普及啓発について

高齢者施策部地域包括ケア推進課

1 趣旨（概要）

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第9条において、認知症の日（9月21日）・認知症月間（9月）が定められ、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業・行事が実施されるよう奨励しなければならないとされている。また、本市においても第9期大阪市高齢保健福祉計画・介護保険事業計画において、認知症の日及び認知症月間における集中的な普及啓発を行うこととしている。

今後、福祉局においての啓発と各区の取組み状況の発信を予定しており、各区においても広報等での認知症に関する普及啓発にご協力いただきたい。

2 目的

認知症基本法に掲げる共生社会の実現に向け、認知症に関する理解促進を推進するため。

3 事業内容

（1）対象者

大阪市民・事業者等

（2）時期（期間）

令和6年9月1日～30日

（3）区保健福祉課での業務

- ・福祉局が行う普及啓発への協力（ポスター掲示等）
- ・各区の実情に応じた認知症に関する広報等での普及啓発の実施

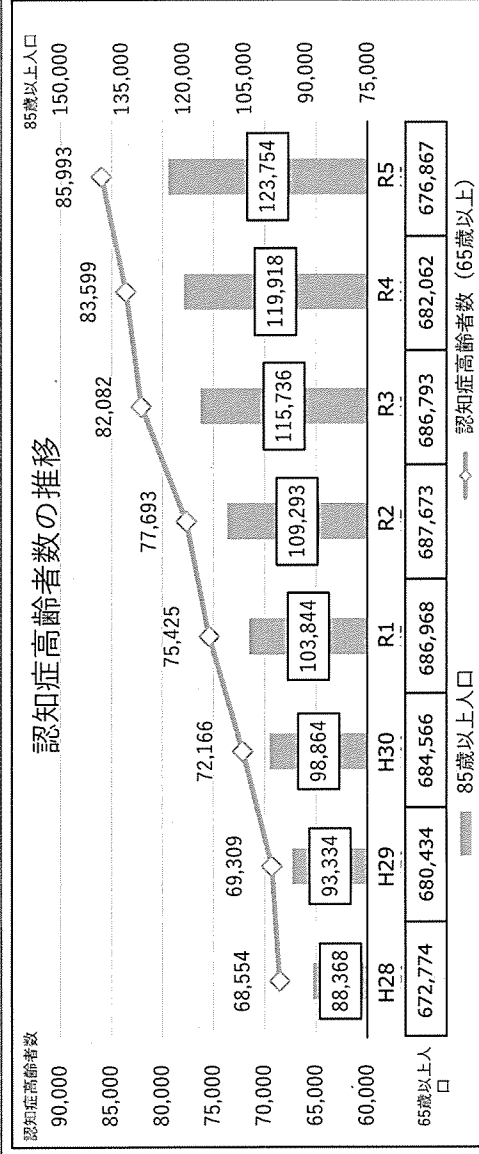
※各区の取組みについて別途照会させていただきます。また取組み内容については大阪府及び厚生労働省に報告予定です。

認知症に関する普及啓発について

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

認知症高齢者の状況と施策の推進

- 認知症有病率の高い85歳以上人口の増加に伴い、認知症高齢者数の増加が続いている。
- 団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎える2040年ごろを見通すと、2025年に75歳以上に到達した団塊の世代が85歳以上となり、さらに今後も認知症高齢者の増加が見込まれている。



- 本市では、市長が平成30年2月13日に、認知症と共に生きる時代となったことを踏まえ、認知症の人にはやさしいまちづくりに取り組む「**認知症の人をささえるまち大阪宣言**」を行った。
- 認知症施策については、国において令和元年6月18日に閣議決定された「**認知症施策推進大綱**」の体系に沿って推進している。
- 令和6年1月1日「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**」が施行された。今後、国が策定する「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえ、都道府県・市町村が「認知症施策推進計画」を策定し、国・地方が一体となって認知症施策を推進する。

認知症の人をささえるまち大阪宣言

現在、65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症であると推計されており、2025（平成37）年には、その割合は約5人に1人に上昇すると見込まれています。

認知症はとてども身近な病気であり、誰もが認知症の人をささえる創として、また、認知症の当事者として、認知症にかわり、認知症と共に生きる時代になりました。

大阪府は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができる社会の実現をめざし、あらゆる世代や立場の人が協力して、認知症の人にやさしいまちづくりに取り組むことを宣言します。

- 一 認知症に関する知識の理解を深め、早期に認知症に気づき、地域のつながりで認知症の人をささえるまち
- 一 認知症の人の思いやその人らしさを尊重し、認知症の人やその家族の視点に立って行動するまち
- 一 外出する、運動する、食事に気をつけるなど、認知症になりにくい生活習慣を実践するまち
- 一 認知症の状況に応じた質の高い医療・介護サービスが速やかに提供されるまち
- 一 認知症の人がいきいきと暮らし続けることができるまち

平成30年 2月13日

大阪市長

吉村 洋文

認知症施策推進大綱に基づく大阪市の認知症施策 (第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画概要)

「認知症施策推進大綱」の施策体系及びKPI（重要業績評価指標）を基に、第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～8年度）において、認知症施策の計画及び目標を定め総合的に推進する。

主な取組

※大綱の柱による分類

1 普及啓発 / 本人発信支援

- ・認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成
- ・認知症の日（9月21日）、認知症月間（9月）を中心とした普及・啓発
- ・「認知症アプリ・ナビ」等の活用による発信

3 医療・ケア・介護サービス / 介護者への支援

医療・ケア・介護サービス

- ・認知症強化型地域包括支援センター（各区1か所）の運営
- ・認知症初期集中支援チーム（愛称：オレンジチーム）、認知症地域支援推進員の配置等
- ・認知症疾患医療センター（6か所）の運営
- ・医療・介護従事者に向けた認知症対応力向上研修

介護者への支援

- ・認知症高齢者緊急ショートステイ、認知症カフェ等の運営支援、家族介護等の支援

2 予防

- 一次予防：「通いの場」等（百歳体操、高齢者eスポーツ体験講座、介護予防ポイント事業等）の充実、認知症予防の周知・啓発
- 二次予防：初期集中支援チーム、かかりつけ医等と連携した早期発見・早期対応
- 三次予防：医療・介護従事者向け研修による重症化予防やBPSD（行動・心理症状）への予防・対応力の向上

4 認知症バリアフリーの推進 / 若年性認知症の人への支援 / 社会参加支援

認知症バリアフリーの推進

- ・オレンジサポーター地域活動促進事業（ちーむオレンジサポーターの育成等）
- ・認知症高齢者等見守りネットワーク事業
- ・見守りシール、メール配信、認知症高齢者位置情報探索（GPS機器貸与）
- ・要援護高齢者緊急一時保護

若年性認知症の人への支援 / 社会参加支援

- ・若年性認知症支援強化事業 **重点**（R4～）、若年性認知症支援コーディネーターの配置
- ・認知症地域支援推進員の配置（再掲）、若年性認知症啓発セミナー

認知症になっても安心して暮らし続けることができる社会（共生社会）の実現

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念にのっとり、今後国が示す認知症施策推進基本計画も踏まえ、認知症施策を進める

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（二共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
- ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
- ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
 - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
- ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
- ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
- ⑥【相談体制の整備等】
- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
- ⑦【研究等の推進等】
- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
 - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
- ⑧【認知症の予防等】
- ・ 希望する者が科学的知見に基づき予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

認知症月間・認知症の日を中心とした普及・啓発

依頼内容

○ 9月の認知症月間と合わせ、各区の広報紙やホームページ、SNSにおいて認知症への理解を深めるための普及・啓発について広報をお願いします

○ 各区での啓発ポスターの掲示・パンフレットの設置をお願いします

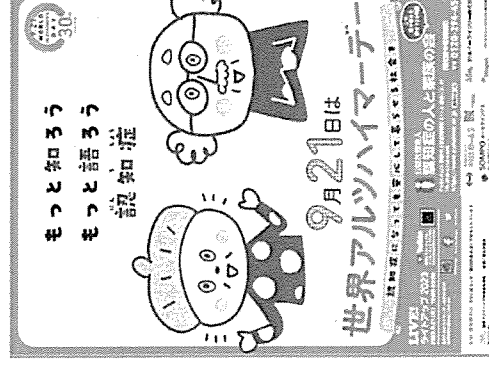
○ 各区の昨年度取組を参考に周知・啓発等の実施をお願いします
➢ 映画上映会・講演会・研学会・図書館の活用・認知症カフェ・パネル展示など

○ 福祉局より啓発グッズを次のとおり送付しますのでご活用ください

- 認知症アプリチラシ（6月予定）
- ウェットティッシュ（8月下旬予定）



(参考)R5ウェットティッシュ



(参考)R5啓発ポスター

○ 取組予定について6月中旬頃に照会させていただきますので、ご協力をお願いします
※取りまとめのうえ、HPに公表します

○ 9月の認知症月間及び認知症の日（9月21日）に集中的に周知・啓発等を行う予定ですが、必ずしもこの時期に限りませんので、区の実情に応じて検討をお願いします

(参考) R5パンフレット



認知症月間・認知症の日を中心とした普及・啓発

福祉局実施予定内容

- YouTubeやデジタルサイネージ等での啓発動画の放映
- 認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色の「ライトアップ」
- 市役所本庁舎 1 階玄関ホールにおける啓発イベントの実施
 - 認知症の方とその家族による活動紹介、物販
 - 展示パネルによる啓発



(参考)R5 市役所本庁舎啓発イベント

- 本市ホームページ、認知症アプリ、SNSでの情報発信
- 認知症普及啓発用グッズ配布による啓発
- 9 月区広報紙全市情報ページでの情報発信



(参考)R5 大阪城ライトアップ



(参考)R5 市役所本庁舎ライトアップ